

答申第213号
令和4年5月13日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 興津 征雄

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

令和4年1月12日付神行行第681号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定個人に係る兵庫区生活支援課相談票」の公開請求の拒否による非公開決定についての諮問

答 申

1 審査会の結論

特定個人に係る兵庫区生活支援課に相談をしている相談票や日報について、存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

「8月20日（金）に〇〇が神戸市兵庫区生活支援課に相談をしている相談票や日報などの記録」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和3年11月24日受付の審査請求書、12月23日受付の反論書から審査会の判断に関わると認められた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求人は本決定に至るまでの経緯によって本件請求を申立するに至る。大きな理由として、兵庫区保健福祉部生活支援課の甲からの電話の内容に大きな問題があり、その後、甲と上司の乙係長と8月23日（月）に会った際に乙からの発言やら、甲からの発言があり反省していない。

弁明書の本件決定の内容及び理由欄に記載されている内容全てに神戸市兵庫区生活支援課職員の失態の隠蔽であり、処分庁及び審査庁の神戸市長への戒めであり本件請求の採択受理を求める。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和3年12月7日受付の弁明書、令和4年2月16日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

請求人から公開を請求する公文書の内容は「8月20日（金）に〇〇が神戸市兵庫区生活支援課に相談をしている相談票や日報などの記録」となっており、文書の存否を答えることにより、特定の個人が生活保護を受給しているか否かという事実を明らかにすることとなる。このような事実は、特定個人が識別され、公にすることが正当ではない情報（条例第10条第1号ア）に該当するため、条例第12条第1項の規定に基づき、公開請求を拒否したもの

である。本件決定は何ら不当な点はないものである。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件における争点は、特定個人が特定日に兵庫区役所において生活保護を所管する部署である生活支援課に相談をしている相談票や日報などの記録についての公開請求に対して、対象となる公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定の妥当性についてである。

なお、当審査会は、本件審査請求の対象となった本件決定の妥当性について判断するものであり、請求人が主張する兵庫区役所職員の対応に係る問題について審査し、認定するものではない。

以下、検討する。

(2) 存否応答拒否について

条例第 12 条の規定では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」としている。

この「存否応答拒否」は、公開請求に対する公文書の存否を示すこと自体が、ある事実を明らかにすることとなり、個人や法人等の保護されるべき正当な権利利益等が損なわれるおそれがある場合に適用される。具体的にいうと、公開請求書に記載された公開を請求する公文書の内容に、特定の個人名や法人名等と特定の事項など限定的な記載がなされており、それを前提として、非公開決定や不存在決定によって公文書の有無を応答することにより、条例第 10 条各号に該当する情報を公開することになる場合に、本条を適用すべきものである。

なお、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するという例外的な規定であり、公文書公開請求権を侵害することになりかねないため、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害等を条例第 10 条各号の規定に照らして限定的に判断しなければならない。

(3) 本件決定の妥当性について

処分庁によれば、各区生活支援課では生活保護法の規定による保護の実施、生活扶助費の支給等を所管しているとしている。

審査会が本件公開請求書の記載内容を確認したところ、本件請求に係る公文書の存否を答えることは、特定個人が特定日に兵庫区生活支援課に相談した事実の有無、言い換えれば特定日の行動歴が明らかになることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そうすると、本件請求に係る公文書の存否を答えるだけで、条例第 10 条第 1 号アの非公開情報を公開することになるため、条例第 12 条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は妥当である。

なお、請求人は個別的な事情を前提として本件請求に及んでいるが、情報公開制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、請求に応じて対象となる公文書が同じであれば、公開・非公開等の決定内容は何人に対しても同様の結果となるもので

ある。したがって、公開請求の理由、利用目的あるいは公開請求者自身が求めようとしている情報に関して利害関係を有しているかどうかなどの個別的な事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではなく、一律に判断されなければならない。

(4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和3年11月24日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
令和3年12月7日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和3年12月23日	—	* 審査請求人から反論書を受理
令和4年1月12日	—	* 諮問書を受理
令和4年2月16日	第341回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和4年3月15日	第342回審査会	* 審議
令和4年4月18日	第343回審査会	* 審議